

出水市公告第 9 1 号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

出水市長 椎 木 伸 一

業務発注部署	出水市建設部建築住宅課
業務名	公営住宅安原団地集約建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務
業務概要	1 業務目的 米ノ津東地区に位置する安原団地、沖田団地及び加紫久利団地の集約建替に向け、令和 7 年度に「公営住宅安原団地集約建替基本構想」を策定し、団地の集約化及び跡地利用についての検討を行った。 本業務は、基本構想をもとに建替団地の詳細計画や跡地活用について方向性を結論付けるとともに、整備における民間活力導入の可否及び最適な事業手法を選定するための調査及び検討を行うものである。 2 業務仕様 別紙「仕様書」のとおり 3 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで （本業務は繰越しを予定しており、履行期限は予算の繰越し手続が完了した場合に変更契約を行うものとする。なお、繰越承認後の履行期限は、令和 9 年 9 月 3 0 日を予定している。）
参加資格	本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。 2 参加表明書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成 2 0 年出水市告示第 6 9 号）第 4 条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。なお、未登録の者は、参加表明書の提出期限までに登録申請を行うこと。 3 公告日から受託者決定日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 2 0 年出水市告示第 7 0 号）第 3 条の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。 4 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。（以下「暴対法」という。））第 2 条の暴力団をいう。）

	又は暴力団員等（暴対法第２条第６号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。 ６ 過去１０年以内に、地方公共団体が発注した公営住宅の新築又は建替えに係る民間活力導入可能性調査業務の委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
担当部署	〒８９９－０２９２ 鹿児島県出水市緑町１番３号 出水市 政策経営部 契約検査課 電 話 ０９９６－６３－４０６４ ＦＡＸ ０９９６－６３－２２２３
実施要領等の交付期間、場所及び方法	１ 交付期間 公告日から令和８年８月１０日（月）午後５時１５分まで ２ 交付場所及び方法 出水市ホームページからダウンロード
参加表明書、企画提案書等の提出期限、場所及び方法	１ 提出期限 （１）参加表明書 令和８年８月１０日（月）午後５時１５分 （２）企画提案書等 令和８年８月２４日（月）午後５時１５分 ２ １の(1)及び(2)の提出場所及び方法 契約検査課へ持参又は郵送（簡易書留に限る。）。 ただし、郵送の場合は、提出期限までに契約検査課へ必着のこと。
その他	１ 企画提案書等の取扱い （１）提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。 （２）提出された参加表明書、企画提案書等は、審査の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。 （３）提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。 ２ 失格 参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。 （１）企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合 （２）提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合 （３）参加資格の要件を満たさなくなった場合 （４）審査の公平性を害する行為を行った場合 （５）見積金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額が、見積限度額を超えている場合 （６）審査項目のいずれかにおいて選定委員が１人でも「不良」と評価した場合 （７）契約検査課以外に対して質疑等の連絡を行った場合 （８）実施要領に違反すると認められる場合 ３ その他 （１）本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。

	(2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。 (3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。 (4) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。 (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
--	--

公営住宅安原団地集約建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務 仕様書

(1) 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、出水市（以下「甲」という。）が委託する「公営住宅安原団地集約建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）について適用する。

(業務の目的)

第2条 米ノ津東地区に位置する安原団地、沖田団地及び加紫久利団地の集約建替に向け、令和7年度に「公営住宅安原団地集約建替基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、団地の集約化及び跡地利用についての検討を行った。

本業務は、基本構想をもとに建替団地の詳細計画や跡地活用について方向性を結論付けるとともに、整備における民間活力導入の可否及び最適な事業手法を選定するための調査及び検討を行うものである。

(業務範囲および履行期間)

第3条 本業務の業務場所（対象団地）及び履行期間は、下記のとおりとする。

(1) 業務場所 出水市美原町地内

【対象団地】

① 安原団地（集約建替用地）

所在地 出水市美原町1437番地

敷地面積 19,801m²

建設年度 昭和42～47年、61年～63年

住棟 23棟 84戸 木造・準耐平・準耐二、集会所

※3団地集約後の戸数は75戸程度を見込む

② 沖田団地

所在地 出水市六月田町136番地

敷地面積 2,023m²

建設年度 昭和31年

住棟 4棟 15戸 準耐平

③ 加紫久利団地

所在地 出水市下鯖町1672番地

敷地面積 7,359m²

建設年度 昭和39～41年

住棟 12棟 44戸 準耐平、集会所

- (2) 履行期間 本業務の履行期間は、契約の締結日から令和9年3月31日までとする。
(本業務は繰越しを予定しており、完了工期については、予算の繰越し
手続きが完了した場合に変更契約を行うものとする。なお、繰越承認
後の完了工期は、令和9年9月30日を予定している。)

(準拠する法令等)

第4条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法規及び関連計画の資料等を遵守し、業務を行わなければならない。

- (1) 出水市総合計画
- (2) 出水市公共施設等総合管理計画
- (3) 出水市公営住宅等長寿命化計画
- (4) 出水市営住宅条例及び出水市特定公共賃貸住宅条例
- (5) 公営住宅法
- (6) 建築基準法
- (7) 出水市住生活基本計画
- (8) 鹿児島県住生活基本計画
- (9) 個人情報保護法
- (10) 基本構想
- (11) その他関係法令等

(管理技術者及び照査技術者等)

第5条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務を実施するにあたり、従事する作業人員の資格等を明記した技術者届を提出するものとする。

また、技術者の資格要件は下記のとおりとし、管理技術者は担当技術者を兼務することができる。

- ① 管理技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）、又は一級建築士
- ② 担当技術者：同上
- ③ 照査技術者：同上

(提出書類)

第6条 乙は、本業務の着手にあたり、甲の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者等選任通知書（経歴書添付）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他甲が必要と認めるもの

(作業方法)

第7条 乙は、甲と常に密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務の遂行に務め、甲は乙に対し、作業進捗状況及び各段階の成果等の中間報告を求めることができる。

また、本業務の遂行中に作業内容の変更が生じた場合、甲と乙が協議を行い、適宜必要な措置をとるものとする。

(貸与資料)

第8条 乙は、本業務を遂行するにあたり、必要な資料を甲に対し資料の借用を申し入れることができる。

なお、借用資料については十分な保管管理を行って情報等の漏洩がないよう、適切な措置を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、業務遂行中に知り得た事項について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。特に個人情報保護法については、十分な理解と遵守を行って、個人データや関連データの漏洩を防ぐ対策を十分に行うものとし、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について、甲の許可なく第三者に漏らしたり、提供したりしてはならない。

また、業務期間に知り得た秘密は、業務完了後も第三者に漏らしてはならない。

(誤謬の訂正)

第10条 本業務完了後成果品に誤謬が認められた場合は、甲の指示に従い、乙の責任において速やかに訂正措置しなければならない。

(2) 業務概要

(業務概要)

第11条 本業務の概要は、下記のとおりとする。

(1) 基本計画の策定

① 入居者の状況整理

業務着手時点における最新データをもとに、対象団地の入居者数、世帯数、世帯人員別世帯数、高齢者世帯数、障がい者のいる世帯数などを再度整理する。

② 計画条件の検討・整理

基本構想を踏まえ、基本計画の策定に必要な以下の前提条件を再整理する。

1) 整備戸数及び必要な住宅性能の検討

集約建替用地に整備する住宅（以下、「集約建替住宅」という）について、基本構想での検討経緯を踏まえ、住戸タイプ別の専有面積や住戸タイプ別の戸数割合を再検討するとともに、各住戸タイプのモデルプランを作成する。

また、近年の全国的な公営住宅等の動向を踏まえ、集約建替住宅が備えるべき要件等（性能等級、ZEH性能を含む）について整理する。

2) 構造計画の検討

耐久性、コスト、景観面などから、集約建替住宅に適した住棟の構造・階層を検討する。

また、市が別途発注する地質（ボーリング）調査について、調査が必要とされる位置、深度（掘止め）各種試験等について検討する。

3) 付帯施設等の検討

基本構想を踏まえ、住宅と併せて整備する駐車場・駐輪場、集会所、公園・緑地、ごみ置き場等の付帯施設の再検討を行う。

4) 供給処理条件の検討

基本構想を踏まえ、集約建替住宅の給水、排水（雨水・汚水）、電力、ガス、消防水利など、供給処理条件を再整理するほか、太陽光発電設備、電気自動車充電スポットの設置、浄化槽、プロパン庫等の規模（面積、容量等）について検討する。

必要に応じ、市の上下水道課、消防本部及び電気・ガス事業者との協議を行う。

5) 余剰地活用（集約建替用地及び移転跡地）の検討

基本構想のほか、(2) ③市場調査で実施するヒアリング結果も踏まえ、余剰地活用のあり方について再整理する。

③ 整備計画の作成

1) 施設配置計画の作成

基本構想における整備方針や、以上で検討した計画条件を踏まえ、必要整備戸数を確保するため、集約建替用地の効率的な施設配置を検討し、建替プラン及び団地の外観パース（1点）を作成する。

2) 造成・外構計画の検討

1) で作成した施設配置計画や、道路、供給処理条件等との整合を図った造成・外構計画（切盛土、擁壁、調整池・沈砂池等の設置検討、土量概算を含む）について、開発許可を考慮のうえ検討する。

なお、各種検討にあたっては、市が別途発注する測量成果（現地測量）を活用すること。

④ 概算工事費の算出

③で作成した施設配置計画や造成・外構計画を踏まえ、各事業（対象3団地の

既存住宅の解体、集約建替住宅の設計・建設、道路改良、入居者の移転支援費など関連する全ての事業）に要する概算事業費を算出する。

なお、市が別途発注する対象３団地の既存建物現況調査、アスベスト含有分析調査の成果を活用すること。

⑤ 工区と入居者移転計画の検討

建替プランをもとに、事業規模を考慮した段階的な整備計画（道路改良、造成を含む）を検討し、工区設定を行う。

また、各工区における入居者の移転計画〔仮移転→既存住宅解体→住宅整備→本移転（戻り入居・他団地からの直接入居）〕→解体を検討し、すべての工区が完成し、入居者の本移転が完了するまでの順序（ローリング）を検討する。

⑥ 整備スケジュールの検討

⑤で設定した工区と入居者移転計画（ローリング）をもとに、従来方式で実施した場合と民間活力導入手法により実施した場合のそれぞれについて、一連の整備スケジュールを検討する。

⑦ B／C（費用便益費）の算出

事業の実施に要する費用に対して、その事業の実施により社会的に得られる便益を、国が定める指針等に基づき算出する。

⑧ 基本計画のとりまとめ

以上の検討結果をわかりやすく整理し、(2)民間活力導入可能性調査の評価を踏まえ、基本計画を策定する。

(2) 民間活力導入可能性調査

① 事業スキームの検討

1) 民間事業者への委託範囲の検討

基本構想及び(1)で作成した基本計画を踏まえ、集約建替事業に必要な各業務と民間事業者への委託範囲（設計、施工（解体、造成、道路改良を含む）、工事監理、入居者移転支援、入居開始後の維持管理、入居者管理、余剰地活用等）と役割分担を整理する。

2) 事業手法の検討

1) で検討した民間事業者への委託範囲をもとに、本事業で導入可能なP P P／P F I手法を抽出し、それぞれの長所・短所について定性的な評価を行った上で、市として導入が望ましい事業手法を選出する。

3) 事業期間の検討

(1) ⑥で検討した整備スケジュールに加え、入居開始後の維持管理業務を委託する場合には維持管理業務期間を加え、事業期間の設定を行う。

4) リスク分担の検討

望ましいPPP/PFI手法を導入した場合に顕在化が想定されるリスクを抽出するとともに、市と事業者による負担区分を検討、整理する。

② VFMの検討

上記の整理を踏まえ、本事業を従来方式で実施した場合とPPP/PFI等の民間活力導入手法により実施した場合の市の財政負担額を算出し、その結果の比較によりVFMを算定する。

また、年度毎の歳出と、交付金や住宅使用料等の歳入について、財政シミュレーションを行う。

③ 市場調査の実施

本事業の概要及び市が検討中の事業スキームを提示し、建設企業など民間事業者の意見・要望及び参加意向について調査（市内事業者を含む、計6社以上）を行い、民間事業者の参画可能性について把握する。

移転支援業務の委託可能性について、不動産企業、引越企業等へのヒアリング（3社以上）も行う。

民間事業者の意見・要望については、必要に応じて事業スキームに反映する。

④ 総合評価

事業スキームについて、本事業を民間活力導入手法により実施する場合の適性について、定量評価及び定性評価を行い、総合的に評価する。

⑤ 事業者募集・選定スケジュールの検討

本事業を実施する民間事業者の募集・選定に向け、契約方法（総合評価型一般競争入札又は公募プロポーザル）を検討する。

また、募集に必要な公募資料作成から、事業者の募集、選定、特定事業契約締結に至るまで、一連のスケジュールを検討する。

⑥ 事業化に向けた課題

次年度以降のPPP/PFI事業者の募集・選定に向けて、解決すべき課題を検討する。

(3) 各種会議等、ヒアリング資料の作成

庁内の会議、住民説明会及びヒアリングサウンディング(導入可能性調査の他、本業務以外のサウンディングを含む)実施時の資料作成、議事録作成及び意見の整理を行う。

(成果品取りまとめ)

第12条 上記検討経緯の結果について、わかりやすく取りまとめ、報告書を作成し、提出すること。

(打合せ協議)

第13条 打合せ協議は、業務着手時1回、中間4回程度、成果品取りまとめ後1回を標準とし、必要に応じて適時打合せ協議を行うものとする。

なお、協議内容は議事録を作成し、業務打合せ簿に添付して提出するものとする。

(3) 成果品

(成果品)

第14条 乙は、履行期間内の業務完了後、直ちに下記の成果品を納入するものとする。

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 業務報告書(各種打合記録含む) | 1式 |
| (2) 基本計画 | A4版製本 10部 |
| (3) 基本計画概要版 | A4版製本 30部 |
| (4) 上記報告書のデータ(DVD) | 2枚 |
| (5) その他市が必要と認めたもの | 1式 |

公営住宅安原団地集約建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、出水市が公営住宅安原団地集約建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

公営住宅安原団地集約建替基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（本業務は繰越しを予定しており、履行期限は予算の繰越し手続が完了した場合に変更契約を行うものとする。なお、繰越承認後の履行期限は、令和9年9月30日を予定している。）

(4) 見積限度額

19,184,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 事業担当課

建設部建築住宅課

4 参加表明書等の提出先

〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号

出水市政策経営部契約検査課

電 話 0996-63-4064

F A X 0 9 9 6 - 6 3 - 2 2 2 3

メールアドレス keiyaku_c@city.izumi.kagoshima.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成20年出水市告示第69号）第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。なお、未登録の者は、参加表明書の提出期限までに登録申請を行うこと。
- (3) 公告日から受託者決定日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年出水市告示第70号）第3条の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 過去10年以内に、地方公共団体が発注した公営住宅の新築又は建替えに係る民間活力導入可能性調査業務の委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

6 実施スケジュール

	項 目	日 程	備 考
--	-----	-----	-----

1	公募開始	7月27日（月）	市ホームページ
2	参加表明書の提出期限	8月10日（月）	
3	質問書の受付期限	8月10日（月）	電子メール又はFAX
4	質問への回答	8月14日（金）	
5	企画提案書等の受付期限	8月24日（月）	
6	第1次審査（書類審査）	8月28日（金）	（予定）
7	第2次審査	9月25日（金）	（予定）
8	審査の結果通知・公表	10月2日（金）	電子メール（予定）
9	契約締結	10月9日（金）	（予定）

※ スケジュールは変更になる場合があります。

7 実施要領等の配布

実施要領、参加表明書、企画提案書等の様式は、出水市ホームページからダウンロードしてください。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式1）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時15分
- (2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）。ただし、持参の場合は、開庁日に提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 提出先 政策経営部契約検査課（出水市役所本庁4階）

9 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付

- ア 提出書類 質問書（様式2）
- イ 提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時15分
- ウ 提出先 電子メールで上記4のアドレス宛に提出又はファクシミリ

で提出をお願いします。

(2) 質問への回答

ア 回答期限 令和8年8月14日（金）

※ 回答は随時行いますが、最終的な回答期限は上記のとおりです。

イ 回答方法 出水市ホームページで回答します。

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式1）とは別に、次のとおり書類をA4ファイルに綴じて提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届（様式3）

イ 企画提案書（任意様式）

・仕様書に基づき提案の内容が分かりやすいよう作成すること。原則A4サイズ片面印刷としますが、必要に応じて一部A3サイズ（片面、折りたたみ）の使用も認めます。

・表紙及び目次を除き、10ページ以内で作成する。

ウ 業務実施体制（任意様式）

エ 業務工程表（任意様式）

オ 事業所概要（任意様式）

代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容等が分かるものとする。

カ 業務実績（様式4）

業務実績の内容が確認できる書類を添付すること。なお、公告日までの成果物で提出可能なものがあれば提出してください。

キ 見積書（様式5） ※ 消費税及び地方消費税を除く。

ク 見積内訳書（任意様式） ※ 消費税及び地方消費税を除く。

(2) 提出部数

ア (1)のア、オ、キ 正本 1部

イ (1)のイ、ウ、エ、カ、ク 正本 1 部、副本 7 部

※ 正本については、商号又は名称、代表者又は受任者の職及び氏名を記載のうえ、届出印を押印すること。副本は、商号など類推できる表現を記載しないこと。

※ 任意様式及び添付書類は、A4サイズで統一して作成すること。

(3) 提出期限 令和8年8月24日(月)午後5時15分

(4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)。ただし、持参の場合は、開庁日に提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出場所 政策経営部契約検査課(出水市役所本庁4階)

(6) その他 企画提案書等には、ページ番号や口取紙を貼るなど見やすい工夫をすること。

11 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

審査に当たっては、公営住宅安原団地集約建替基本計画策定等業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、「審査基準」に基づき第1次審査(企画提案書を除く書類審査)及び第2次審査(企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答)を行い、委託事業者を選定します。なお、参加表明者が1事業者であった場合でも、委託事業者の選定は有効とします。

(3) 第1次審査

審査内容

「審査基準」に基づき、提出書類の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査(企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答)の参加事業者を原則上位3業者選定します。ただし、最低基準点(配点の6割)を下回る者は選定の対象外とします。

(4) 第2次審査

ア 実施日

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）（予定）

イ 出席者

3 人以内

ウ 審査内容

プレゼンテーション（20 分以内：プレゼンテーションの準備に要する時間を含む）及び企画提案書等に関する質疑応答（15 分以内）を実施し、「審査基準」に基づき評価を行います。

プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用することはできますが、その際の説明内容は、提出された企画提案書等に記載されている内容のみとなります。なお、スクリーン、プロジェクター及び延長コードは本市が準備しますが、それ以外（パソコン等）は、参加事業者が準備してください。事前にプレゼンテーション会場の映像機器や配線等を確認したい場合は、契約検査課に連絡してください。

エ 最優秀提案者の決定

第 1 次審査と第 2 次審査の合計の最高得点者を最優秀提案者として選定します。

オ 審査結果

審査結果は、令和 8 年 1 0 月 2 日（金）までに、第 2 次審査の参加事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

また、出水市ホームページにおいて公表します。

12 契約手続

11 の(4)のエで選定された最優秀提案者と契約手続を進めます。ただし、最低基準点（第 1 次審査と第 2 次審査の配点合計の 6 割）を下回る者は選定の対象外とします。

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しません。
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、審査の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがあります。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しません。

14 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) 見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が、2の(4)の見積限度額を超えている場合
- (6) 審査項目のいずれかにおいて選定委員が一人でも「不良」と評価した場合
- (7) 契約検査課以外に対して質疑等の連絡を行った場合
- (8) 実施要領に違反すると認められる場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差し替えを認めません。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとします。
- (4) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出してください。
- (5) 電子メール等の通信事故については、出水市はいかなる責任も負いません。